

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 6 4 号

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則（昭和 4 7 年四日市市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（買受人の承認基準） 第 1 4 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第 1 3 条第 1 項の規定による買受人の承認を受けることができない。 (1) から (4) まで （略） (5) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終え、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないもの (6) から (9) まで （略）	（買受人の承認基準） 第 1 4 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第 1 3 条第 1 項の規定による買受人の承認を受けることができない。 (1) から (4) まで （略） (5) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終え、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないもの (6) から (9) まで （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（買受人の承認基準に関する経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなす。

（商工農水部農水振興課）